平成２４年（フ）第１２０号
千葉県銚子市清水町1429番地
債務者　永島千代子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２１号
千葉県銚子市清水町1429番地
債務者　永島　眞一
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２４号
千葉県旭市横根1390番地１　双葉団地105号
債務者　伊藤　　栄
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第６９９号
堺市北区百舌鳥本町１丁69―６　サンクレールⅠ103号、住民票上の住所大津市八屋戸2306番地の101
債務者　山本　文子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７０２号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目22番３号
債務者　安達　延之
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７１４号
大阪府松原市天美南５丁目10番26号
債務者　中納　悦子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７１７号
大阪府松原市立部１丁目174番地の２　101号、前住所大阪府高石市取石６丁目14番22号
債務者　安本　敬一
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７３５号
堺市西区津久野町１丁９番21―201号
債務者　海老沢かおり
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７７４号
堺市中区深井中町311番地４　２棟309号
債務者　村田　佳則
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８０５号
大阪府富田林市清水町３番４―1007号
債務者　幸容電気設備・コーヨーこと　行正　一夫
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８０６号
大阪府富田林市清水町３番４―1007号
債務者　行正　惠子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
北海道根室市光和町２丁目75番地　コーポ大野101号
債務者　佐々木正義
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午後１時15分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第２６号
北海道根室市千島町２丁目29番地16　田中ハイツ５号室
債務者　田中　利則
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午後１時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第１７６６号
横浜市緑区中山町1154番地　サンハイツ103号
債務者　高橋ふじ子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２４２号
大阪府豊中市永楽荘１丁目８番８号
債務者　礒辺　聖朗
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２３号
川崎市宮前区野川2237番地　県営住宅23―302
債務者　石堂　俊夫
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係